3　前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。

4　第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは「想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

（高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第八条　法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　指定の区域

二　浸水した場合に想定される水深

三　浸水継続時間

（高潮浸水想定区域等の公表）

第九条　法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2　前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

第一条の次に次の一条を加える。

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第二条　法第十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　指定の区域

二　浸水した場合に想定される水深

三　浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）

四　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（第三条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

（下水道法施行規則の一部改正）

第二条　下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第六条、第八条第一項及び第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十二条、第十三条、第十五条並びに第十六条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

第十七条の二中「第二十五条の三第五項」を「第二十五条の十一第五項」に改め、同条を第十七条の六とする。

第十七条の次に次の四条を加える。

（排水設備の設置及び構造に関する事項）

第十七条の二　令第十七条の四第二号イに規定する国土交通省令で定める排水設備の設置及び構造に関する事項は、雨水貯留槽、雨水浸透ます等の性能又は仕様及び数量とする。

（管理協定の基準）

第十七条の三　法第二十五条の五第二項第二号（法第二十五条の八において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　協定雨水貯留施設の管理の方法に関する事項は、協定雨水貯留施設の維持修繕その他協定雨水貯留施設の適切な管理に必要な事項について定めること。

二　管理協定の有効期間は、五年以上五十年以下とすること。

三　管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

（管理協定の縦覧に係る公告）

第十七条の四　法第二十五条の六第一項（法第二十五条の八において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　管理協定の名称

二　協定雨水貯留施設の名称（その属する施設がある場合は、その属する施設の名称及び協定雨水貯留施設の部分）

三　管理協定の有効期間

四　管理協定の縦覧場所

（管理協定の締結等の公示）

第十七条の五　前条の規定は、法第二十五条の七（法第二十五条の八において準用する場合を含む。）の規定による公示について準用する。

第十八条中「第二十五条の四」を「第二十五条の十二」に改める。

第十九条中「第二十五条の六」を「第二十五条の十四」に改める。

第二十三条第四号中「第二十五条の三第二項」を「第二十五条の十一第二項」に改め、同条第五号中「第二十五条の三第五項」を「第二十五条の十一第五項」に改める。

「

下水道の整備事業の実施順位	摘要

」を「

摘要

」に改める。

別記様式第一第一表(二)の表中

「

下水道の整備事業の実施順位	摘要

」を「

摘要

」に改める。

別記様式第一中第二表を削る。

別記様式第一第三表備考6中「こと。」の下に「季節に応じ、計画処理水質を変更する場合には、整備計画年度の最終年次における季節別の放流水の予定水質（季節別処理水質）をも記載すること。」を加え、同表を同様式第二表とする。

別記様式第一に次の表を加える。

（第3表）　中期的な整備方針

(イ)　中期整備計画年度　平成○○年度より○○年度まで

(ロ)　処理施設別中期整備方針

都市名	予定処理区の名称	処理施設の名称	中期的な整備の目標	下水道の整備事業の実施順位

（日本下水道事業団法施行規則の一部改正）

第三条　日本下水道事業団法施行規則（昭和四十七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第一号中「第二十六条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号中「第二十六条第一項第七号」を「第二十六条第一項第十号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「第二十六条第一項第五号」を「第二十六条第一項第八号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第二十六条第一項第四号」を「第二十六条第一項第七号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第二十六条第一項第三号」を「第二十六条第一項第六号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第二十六条第一項第二号」を「第二十六条第一項第四号」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　法第二十六条第一項第五号に規定する維持又は修繕に関する工事に関する事項